

議案第18号

調布市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

公営住宅法の一部改正を踏まえ、不正の行為により入居した者から徴収する金銭に係る利息を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

調布市高齢者住宅条例（平成9年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同項」を「同条」に改める。

第10条第1項第2号，第12条第3項，第20条第2項及び第24条第1項中「納付」を「納入」に改める。

第31条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市高齢者住宅条例第31条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に支払期が到来する使用料に係る利息について適用し，同日前に支払期が到来した使用料に係る利息については，なお従前の例による。